平成２２年（フ）第３２６５号
愛知県知多市つつじが丘４丁目13番地の２
113―401
破産者　平野　証二
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８４号
大阪府泉南郡岬町深日994番地の119、前住所
大阪府泉南郡岬町深日994番地の259
破産者　髙橋　一孝
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
大阪府泉南郡岬町深日994番地の119、前住所
大阪府泉南郡岬町深日994番地の259
破産者　髙橋　幸博
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番37―501号、前住所兵庫県淡路市野島轟木237番地201
破産者　植田　康裕
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２３２９号
札幌市白石区本通５丁目北２番13―202号
破産者　阪本　尚之
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５１号
盛岡市月が丘１丁目11番67号　コーポマサトク２号
破産者　佐々木博史
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５９号
宮城県柴田郡柴田町西船迫２丁目５番地32
143号
破産者　高橋　邦雄
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６６６号
静岡市葵区上足洗１丁目７番５号
破産者　黒政　　正
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６７号
静岡市清水区村松原１丁目１番29号　望月照之方
破産者　石野　嘉子
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３３号
静岡県田方郡函南町上沢588番地の２
破産者　中田　光治
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
福井県福井市舟橋町第４号37番地２、前住所
静岡県浜松市東区大島町122番地
破産者　杉浦　昭司
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
静岡県浜松市北区細江町気賀17番地の１
破産者　細田　淳一
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３５８号
愛知県新城市川田字下側75番地
破産者　細田　周一
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３５９号
愛知県新城市川田字下側75番地
破産者　細田　充子
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３０３号
三重県名張市桔梗が丘３番町４街区41番地86、破産開始決定時の住所愛知県豊橋市下地町字横山54番地の３　606
破産者　高木　祐司
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６９７号
滋賀県守山市石田町910番地16
破産者　飯干　安弘
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２号
滋賀県草津市南笠東３丁目２番３号
破産者　中井　治己
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４７号
京都市左京区岩倉長谷町1089―４、開始決定時の住所大津市真野５丁目７番２号
破産者　青山富夫こと　張　　富夫
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８４号
滋賀県守山市下之郷３丁目14番24号
破産者　南出　秀夫
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部